2011/06/02 於法哲学ゼミ A09JA037 貝田和歩 A09JA049 清里一弘 A09JA108 原健太郎 トマス・ポッグ『なぜ遠くの貸しい人への義務があるのか 世界的貧困と人権』

# 序論

# 我々の道徳的判断についてのいくつかの警告

啓蒙時代以来、我々の道徳的規範とふるまいは大きな進歩を遂げた。しかし、実際においては、破滅的な道徳的状況が生じている 人類の半数が深刻な貧困の中で生活し、さらに不平等は拡大の一途を辿っている。そこから、次の2つの問題が提起される。

- a. 我々の大いなる経済的発展・道徳的進歩にも関わらず、どうして人類のうちの半分もの深刻な貧困が持続されるのか。
- b. なぜ我々は、自らが圧倒的に支配する世界において、多くの者が不十分で不利な出発点に 止め置かれているのを道徳的問題と考えないのか。

# 第2の問題(b)に関する因果的諸要因

道徳的価値観には、その者の利益と状況が影響する。しかし、過酷な境遇にある者、自分とは異なる価値観を持つ者との日常的接触により、今と異なる道徳的判断を支持しうる。だが、富裕な国々の市民のほとんどにとって、そのような機会がないため、**2つの一般的な道徳的偏見**の受け入れが妨げられない。

- (1) 国外の過酷な貧困の持続は我々の道徳的関心を要求しない
- (2)世界の貧困に関して、我々のふるまいや政策、そして我々が作り出す世界的な経済制度には「道徳的に〕深刻な誤りなど何もない

# 第1の問題(a)に関する因果的諸要因

弱者の保護を目的とする道徳的規範は、強者に負担を強いる。強者は規範を遵守しつつ、負担を最小限にしようと世界を再構成し、規範忌避を行う。その結果、強者の負担が軽減するだけでなく、**弱者の保護 も減らす**こととなる。

現存する欠乏状態の広がりと過酷さは、我々のはるかに高い経済水準と対照を為しており、ふるまい・政策・世界的諸制度について思慮なく是認することはできない。

自身をどう評価するかの諸要素に作用を及ぼす因果的影響について反省すれば、2 つの一般的偏見を性急に受け入れることはできない。

# 世界の貧困を無視するための4つの安直な理由

先進西洋諸国に住む人々が国外における深刻な貧困の持続に無関心であることの、4 つの安直な理由は すべて、事実認識の誤りや無思慮な道徳的判断によるものであり、批判的な反省に耐えられない。

悲観論 アルバート・ハーシュマン「反動的レトリック」

- ・*無益 futility* (第1の理由)
  - "「問題に向かって金を投じる」ことでは世界の貧困は根絶できない"

### [反論]

もちろん、最も献身的な組織でさえ、時には金と努力を無駄にする。しかし、これは世界の貧困 とそれへの取り組み方を熟考し直す理由となりこそすれ、援助しない理由とはなりえない。

### ・*危険 jeopardy* (第2の理由)

"世界の貧困はあまりにも並外れた問題であり、富裕諸国が負担できるコストでは根絶されえない" リチャード・ローティ:貧困者援助政策は、再分配後も富裕な者が依然として自分たちを(富裕 な者であると)識別できる場合でなければならない。

### [反論]

世界的不平等の規模の大きさを勘案するならば、世界中の深刻な貧困を根絶するための改革を受け入れても、富裕な者たちは「依然として自分たちを識別できる」のは明らか。

#### ・*逆効果 perversity* (第3の理由)

"貧困による死を予防することは人口過剰とさらに多くの貧困による死を導くことになる" 「反論 ]

女性の生活環境の改善が出生率の大幅な減少をもたらすという、豊富な証拠に裏付けられた事実に反している。

## 楽観的信念(第4の理由)

"部分的に富裕諸国と貧困諸国の諸政府の一致した努力のおかげで、世界の貧困が急速に消滅しつつあり、もうこれ以上何もする必要はない"

#### 「反論]

貧困削減の控え目な目標を、言い回しの変更(数 比率)によって骨抜きにしたものでさえ達成が困難である現状において、どうして「貧困が急速に消滅しつつある」などと言えようか。

# 世界の貧困についての我々の黙認に関する洗練された弁明

世界的貧困が予防可能であることは我々に因果的・道徳的責任があることを意味しないと考え、(それを積極的にもたらさない限りは)世界的貧困の黙認は許容されるという洗練された弁明がある。しかし、先進諸国は世界的秩序の押し付けによって過酷な貧困を積極的にもたらしており、我々は世界的貧困の責任を負わなければならないと考えられる。

)国外の過酷な貧困は、積極的にもたらすことで外国人に害を加えることはいけないが、予防をせずに外国人に便益をもたらし損ねることはそれほどいけないことではない。

)国外の過酷な貧困について、我々は積極的にそれをもたらしているのではなく、単に出来 る限りの予防をし損ねているだけである。

) この主張に反論する者もあるが(Singer, Ungerら)、「積極的に貧困をもたらすことと単にそれを予防しそこなうことの区別は振る舞いに関しても制度の設計に関しても道徳的に重要である (p.39 II.3-5)」と考える。

最小限の制約を課す消極的義務を維持するという限定的な目的のために人権と正義を援用

) 「各集団やそのメンバーたちの利益を最優先することが敵対的システムの存在によって正当 化されうるのは、競争の構造的条件となる制度的枠組みが最低限には公平である場合のみであ る(p.39 ||.15-17)」 「公平な規則 自由な利益追求」

### 現在の世界的な制度的秩序は不正義かどうか

- ・弁明的ナショナリズム:今日の世界的貧困は国別または局地的な諸要因によって完全に説明しうる (=世界的な制度的秩序の諸要素は貧困の進展に作用をもたらしていない)
  - 観察可能な世界は一つしかなく、特定の世界的要因が異なっていた場合の貧困発生率は全体 としてどのように進展していたかについての確かな証拠は入手できない。
  - 1 部分的には各国に固有の諸要因によるものであったとしても、局地的な諸要因によって完全に 説明することはできず、世界的な諸要因も重要な役割を演じているかもしれない。
  - 2 現在の世界的秩序は、様々な設計の選択肢の中でも極めて特殊な設計の選択を具現化しており、 貧困の発生率や地理的分布について、すべての選択肢が同じ展開をもたらすとは考えられない。

# 我々の新しい世界的経済秩序は本当に貧困層に害を加えていないか?

WTO 体制は我々の市場をあまりにも小規模に開放し、自分たちだけが自由貿易の恩恵に与り、世界の貧困層には便益が行き渡らないようにしている。この新秩序が貧困層に害を加えていないという弁明は、害と便益についての理解が導く消極的義務の問題に直面する。

- .1 害の通時的理解 GATT 体制から WTO 体制への移行
- ・ 世界的貧困が減少しつつあるという報告が疑わしい。
- ・ 世界的貧困の減少は他の原因によるものかも知れず、その場合 WTO 体制にもかかわらず起きている。
- ・ 新体制への移行が実際に貧困を減少させたとしても、それはある特定の諸集団にもたらされる便益と、 その便益に必然的に付随する訳ではない新たな害との両面からなる。
  - .2 害の仮定的理解 仮定的基底線との比較
- ・ 新体制への移行が本当に世界的貧困の改善をもたらしているとしても、依然として貧困者に深刻な害を 加えている可能性がある。

#### 限定された正義

消極的義務の援用は、貧しい者を助ける無制限の積極的義務を考慮から除外する。

- ・<u>範囲</u> 我々が押し付けることに協力している**制度的秩序に従っている人々**
- ・主題 人権の欠損の回避
- ・<u>要求の厳しさ</u> 実現可能な代替の制度設計を通じて**無理なく回避可能**なことが**予見可能**である人権の 欠損に対する**自分の責任分についての補償**

# 責任と改革

とてつもなく不公平な世界的経済秩序

- ・交渉力や専門的ノウハウの有無に関する圧倒的な非対称性
- ・富裕国政府は世界の貧困層の利益ではなく、自国の市民や企業の利益のために最善を尽くす 世界的経済成長による便益について、最大の分け前が最富裕諸国に流れていく秩序が生み出された。

世界の貧困についての「最も重要な要因」 貧困諸国における指導者やエリートの腐敗 貧しい多数派によって公正に選ばれたわけではない徒党に対して、彼らを代表する正当な権限を与えて いる我々にも責任がある。我々の世界秩序が彼らに授与する資源特権および借入れ特権が、後進諸国での 圧政的支配を容易にし、クーデターの試みや内戦を奨励している。

# [3つの洞察]

後進諸国の悪政と腐敗は、劣った文化の土着の成分などではなく、現在の世界秩序の核心要素によって持続させられている。

世界的正義についての思考を国際関係に限定してはならない。

貧困層を助けるという観点から世界の貧困について考えるのをやめなければならない。

#### 批判の対象

私が異議を申し立てるのはむしろ事実に関してであり、「我々の富裕諸国と我々が持続させている世界的経済秩序は世界中の数十億人の人々の生命を脅かす貧困への実質的寄与者ではない」というありふれた主張に対してである。(p.60 ||.1-4)

### 【結論】

現在のとてつもない不平等を考えると、世界的貧困に対して我々は何の寄与もしていないと考えるのはあまりにも性急過ぎる。事実について正しく認識しさえすれば、世界の貧困を無視したり黙認したりする理由はすべて批判的反省に耐えることはできない。先進国の諸政府は、貧困諸国との間に交渉力や専門的ノウハウの有無による不均衡があるにも関わらず、自国民の利益を最優先に考える。そして、世界的経済成長による便益の分け前が最も富裕な者に最も多く流れていく世界的経済秩序を作り上げた。このような新しい世界秩序は貧困者に害を与えていると考えられ、我々には、範囲・主題・要求の厳しさの点で非常に限定された消極的義務、すなわち害を与えていることに対する補償の義務が課せられる。

# 【論点】

著者は、人権の欠損が社会的諸制度へと因果的にはっきり帰することのできる場合にのみ義務があり、不公正な世界的秩序を貧困者に押し付けている我々には補償的義務があるという。このとき、人為的に起こした訳ではない、地震等の自然災害による被災者に対する援助は、よいことではあっても大きな義務とはならないと考えられる。ということは、自然災害による被災者に対する支援よりも、現行国際秩序による貧困者(人為的被害者)に対する援助を優先すべきなのか。

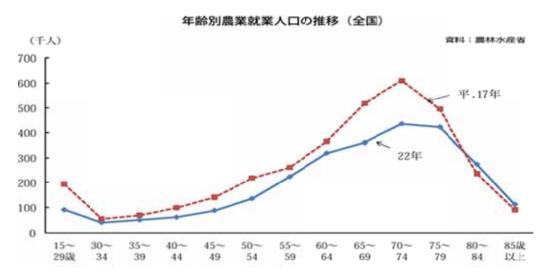
### 《ポイント》

- ・この論理に従うならば、被害 (人権の欠損)の深刻さに関わらず、人為的被害者を優先すべきだということになるだろう。
- ・P.シンガーの考えに親和的であるならば、この主張は拒否すべきであろう。災害による貧困という「悪いこと」を防ぐために、我々は道徳的にそれほど重要でないものを犠牲にしなければならない。彼の考えに沿えば、より深刻な方を援助すべきと考えられるか。
- ・J. ロールズは、国家の内部において正義に適った分配がなされていれば、国家間における格差是正のための再分配は不要であると考える。

著者は、現在の世界的経済制度があまりにも小規模に開放しているとし、公正な市場開放を要請している。しかし、市場開放を実施した場合に、日本国内の零細産業は輸入産品に圧倒され、そこに従事する者は貧困状態(少なくとも酷い相対的貧困)に陥ってしまうことが予想される。市場を閉ざすことによる外国の「弱き者」への侵害を避けるために、市場開放による不利益を被るのは国内の「弱き者」なのだ。それでも日本国政府は、国内の貧困者増大の危険を顧みずに公平な競争基盤の確保を目指すべきなのか。 ゼミでは、「零細産業」を「農家」と置き換えて議論することとした。

### 《ポイント》

- ・M. サンデルの「連帯の義務」を認めるのであれば、国内の「弱き者」を保護するために市場を閉ざすべきと考えた方が良いのかもしれない。
- ・T. ポッゲは、交渉と専門的ノウハウの格差が生み出した、不公平な世界的経済秩序の押しつけが不正義であるという。
- ・力関係の不均衡は、政治的交渉の場にも、市場競争の場にも当然に存在する。このとき、前者についてのみ不均衡の是正が必要だとされるのはなぜか。これら二つの違いについて考える必要がありそうである。 《資料》



・資料からは農業人口に占める高齢者(60歳以上)の割合が大きい(70%強)ことがわかる。 高齢になれば制度の変更への対応は難しく、また離農後の生活も悲惨なものになると考えられる。

http://www.anshin-ijyu.com/( 就農支援ファーム )

# 農林水産省試算(平成22年10月27日)

外国産米の価格は、国産の 1/4 程度(内外価格差 4 倍強)であり、品質格差も今後の品種転換等により 解消可能。

国産米のほとんどが外国産米に置き換わり、新潟コ氷か・有機米といったこだわり米等の差別化可能な米(生産量の約 10%)のみ残る。

http://www.maff.go.jp/j/kokusai/renkei/fta\_kanren/pdf/siryou3.pdf

### 過去の市場開放例

- ・1961 年末時の輸入制限品目 492 品のうち 64 年までに 350 品目強を制限品から除外
- ・1959 年時に 26%だった輸入自由化率を 63 年には 92%に上げる。 当時も経済への悪影響が懸念されたが、現実には貿易自由化を契機にさらに国際競争力をつけることが できた。

小峰隆夫『貿易の知識』(日本経済新聞社, 1993)

### ~議論のまとめ~

### 論点

## 「自然災害による被災者を優先すべき」4 名 10 名

- ・「人為」によっては義務の大きさに差が生まれない。
- ・苦しんでいる人を救う義務があり、それは両者に適用される。
- ・自然災害によると思われているものであっても、結局は人為的要因に帰結し、両者を区別して考えることはできない。
- ・被災者の方が「悲劇的」である。突然の失意はより大きな苦悩をもたらす。

# 「人為的被害者を優先すべき」2名 2名

- ・助けられる能力に限界があるのだから、より義務のある方を優先すべき。
- ・被災者の方をより援助したいと感じるのは、報道等によって「悲惨さ」が大々的に伝えられているからである。
- ・不公正な国際秩序の形成に加担した責任は何らかの形で負うべきである。

### 論点

### 「国民保護のために市場を閉ざすべき」9 名 10 名

- ・国民を守ることが国家の義務である。
- ・数ある日本の産業の中で農家だけが負担を負うのは不平等である。 資金援助のような、全国民に対して平等に義務を課すような形にすべき。
- ・競争力を十分に付けてから開放すべき。

### 「公平な競争基盤を確保すべき」3名 2名

- ・自国民を守るのは大切だが、日本人の生活水準の高さ、貧困国農家との賃金格差は市場開放を要求する 理由たりうる。
- ・日本の技術力があれば、必ずしも競争に負けると限らないのではないか。
- ・現在の国内農家に対する保護は過剰である。
- ・海外に対する資金援助のみを続けるのは、道徳的にもコスト面においても良くない。

### ~ 総括 ~

論点 ともに、設定者側の考えとは反対の主張が多数意見となった。「人為的加害の補償」や「公平さの要求」は確かに認められるが、国境の重要性は無視できないらしい。実際の「関わり合い」に加えて、報道等によって形成される「悲惨なイメージ」が仲間意識や支援意欲に大きな役割を果たしていると思われる。現在、ゼミ生の大半がポッゲとは異なった考え方をしているようだが、これからポッゲの主張を詳しく理解していくことで、その意見がどのように変化するか(変化しないか)に注目である。

## 【参考文献】

- ・トマス・ポッゲ『なぜ遠くの貧しい人への義務があるのか』(生活書院, 2010)
- ・ピーター・シンガー『グローバリゼーションの倫理学』(昭和堂, 2005)
- ・田中宏明 (2008) 「ロールズの国際正義論批判とコスモポリタン正義論 (1) ベイツ、ポッゲ、ヌス バウムを中心に」『宮崎公立大学人文学部紀要』15-1: 145-167 http://ci.nii.ac.jp/naid/110006782236
- ・田中宏明 (2009) 「ロールズの国際正義論批判とコスモポリタン正義論 (2) ベイツ、ポッゲ、ヌスバウムを中心に」『宮崎公立大学人文学部紀要』16-1: 147-173 http://ci.nii.ac.jp/naid/110007126123
- ・田中宏明 (2010) 「ロールズの国際正義論批判とコスモポリタン正義論 (3) ベイツ、ポッゲ、ヌス バウムを中心に」『宮崎公立大学人文学部紀要』17-1: 101-126 http://ci.nii.ac.jp/naid/110007544685
- ・OECD 東京センター「市場開放の重要性:貿易・投資自由化の利益」

http://www.oecdtokyo.org/tokyo/policy/pd14.html